

保險業法改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

二八六

付託議案 保険業法改正法律案		委員氏名
委員長	伯爵樺山 愛輔君	委員長
副委員長	男爵矢吹 省三君	副委員長
公爵山縣 有道君	侯爵淺野 長之君	公爵山縣
子爵梅小路定行君	子爵會我 祐邦君	子爵會我
子爵上原七之助君	仁井田益太郎君	子爵上原七之助君
男爵伊藤 文吉君	男爵中村 謙一君	男爵伊藤 文吉君
山岡萬之助君	下出 民義君	山岡萬之助君
藤原銀次郎君	大數 守治君	藤原銀次郎君
大和田健三郎君		大和田健三郎君
昭和十四年三月十一日(土曜日)午前十時 十四分開會		O 委員長(伯爵樺山愛輔君) ソレデハ是カラ會議ヲ始メマス 大臣ニ此ノ提案ノ理由
ノ大體ヲ一つ御説明戴キタイト思ヒマス		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマスルケレドモ、更ニ本委員會ニ於キマテハ、本會議ニ於テ簡略ナガラ提案案ノ趣旨
竝ニ其ノ經過ニ付キマシテ申上ゲタノデアリマスルケレドモ、更ニ本委員會ニ於キマテハ、本會議ニ於テ簡略ナガラ提案案ノ趣旨		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ス、即チ第一ニハ商法ノ改正ニ伴ヒマシテ、		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
商法ノ準用規定其ノ他ニ付テ自然改正ノ必		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
要ヲ生ジマシタルコトデアリマス、第二ニ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ハ保険事業自體ノ發達ニ對應致シマシテ、		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
監督指導ノ方策ヲ整備スルノ必要ヲ生ジマ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
シタ、此ノ二點デアルノデアリマス、先づ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
第一ノ點ニ付テ申上ゲマスルガ、保険業法		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ハ相互會社ニ關スル規定其ノ他ニ依リマシ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
テ、商法ノ總則竝ニ會社編中ノ多數ノ規定		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ヲ準用シ、或ハ之ニ對スル特別ト見ラレル		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
モノヲ設ケテ居ルノデアリマス、其ノ條數		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ハ凡ソ二百條ニモ及ブノデアリマス、然ル		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ニ御承知ノ通り商法中、此ノ保険業法ト極		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
メテ密切ナル關聯ヲ持チマスル總則及會社		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
編ノ部分ニ付キマシテハ、前議會ニ於キマ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
シテ相當改正ヲ行ハレマシタノデアリマス		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
キ詰問致シマシタル處、委員會八十數回ニ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
瓦ツテ會合ヲ開カレ慎重審議セラレマシタ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ル結果、昭和十三年十一月十日滿場一致ヲ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
法中改正ヲ必要ト致シマスル事項如何ニ付		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
查委員會ヲ設ケテ、之ニ對シマシテ保険業法		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ノ權威者ヲ煩ハシマシテ、保険業法改正調		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
定ヲ整備シ、又保険計理人ニ關スル規定ヲ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
設ケマシタルコト、第四ニハ、會社ノ資產		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
内容ノ堅實ヲ期スルガ爲、財產ノ評價ニ關		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
スル規定ヲ整備致シマシタルコト、第五ニ		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
ハ、業績不良ニ陷リマシタル會社ニ對シ、保		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
險契約者ノ利益ヲ保護致シマスルガ爲、		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、
會社間ノ契約ニ依ル事業ノ管理ニ關スル規		シテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲタノデアリマス、提案ノ理由ト致シマシテハ、

ノ方法ヲ以テドウシテモ目的ヲ達スルコト
ガ出來ヌ場合、保険契約者保護ノ爲最後の
手段ト致シマシテ、事業ノ管理及契約ノ移
轉命令ニ關スル規定ヲ設ケマシタルコト、
第六ニハ、會社ノ合併及契約ノ移轉ノ手續
ヲ簡易ニシ、又株式會社ノ相互化、株式會
社ト相互會社トノ合併ニ關スル規定ヲ設ケ
マシタコト、第七ニハ、保険契約者ノ優先
權ニ關スル規定ヲ整備致シマシタルコト等
デアリマス、以上ハ何レモ委員會ノ答申ノ
趣旨ニ基イテ設ケタ規定デゴザイマスルガ、
之ニ二三ノ附隨的改正ヲ加ヘ、又從來章、
節ノ分チ方ニ多少ノ不明確ナルモノガアリ
マシタノデ、是等ノ點ニ付キマシテモ考慮
ヲ加ヘマシテ、本改正案ヲ作成致シタ次第
デアリマス、其ノ他詳細ノ點ニ付キマシテ
ハ政府委員ヨリ十分ニ御説明ヲ申上ゲマス
ルガ、要スルニ今回ノ改正ハ只今申述べマ
シタルヤウナ必要ニ基クモノデアリマシテ、
クナイデアラウト考ヘマス、何卒十分御審
議ノ上本案ノ通過ニ付キ御協力アランコト
ヲ切望致ス次第デアリマス

○委員長(伯爵種山參輔君)之ニ引續キマシテ、政府委員ヨリ一層此ノ内容ニ付テ御説明ヲ願ヒタイト考ヘテ居リマスルカラ、何カ特ニ大臣ニ御質問デモナケレバ、豫算總會ヲ引受ケテ居ラレマスカラ、是デ大臣ハ退カレマス

旨ノ一般的監督命令ノ規定ヲ置ク必要ガアラウト云フ趣旨デゴザイマス、是ハ法案ニ於キマシテハ第九條ニ規定ヲ致シテ居リマス、其ノ中業務執行ノ方法ト申シマスノハ、基礎書類ノ範圍内ニ於キマシテ、具體的ノ業務ノ方法ヲ指シテ居ルノデゴザイマス、財產ノ供託ト申シマスノハ、財產ノ散逸スルヤウナ虞ノアル場合ニ執ルベキ手段デゴザイマス、其ノ他監督上必要ナル命令ガ何デアルカハ箇々ノ場合ニ定マルト云フ外ハアリマセヌガ、是モ一般ノ監督法規ト同様ニ上ニ例示致シタモノ、其ノ他監督上必要ナル命令ト云フ譯デアリマシテ、自カラ或程度ノ制約ヲ受クルノデアリマス、無制限ニ何デモヤレルト云フ意味デハゴザイマセヌ、第二ハ、基礎書類ノ變更命令ニ關スル規定ヲ設ケタルコトト、基礎書類ノ變更アリタル場合ニ特ニ必要アリト認ムル時ハ、其ノ効力ヲ既契約ニ及サシムルコトヲ得ルモノトシタコトデアリマス、保険會社ハ基礎書類ニ從ツテ事業ヲ經營セネバナラヌコトニナッテ居リマス、而シテ會社ノ事業方法書、普通附書類ト致シマシテ認可ヲ受ケタモノデアデ穢ヲ成スモノデアリマス、免許申請ノ際添リマスガ、一旦認可シタ基礎書類ト雖モ、

會社内外ノ事情ノ變更ニ依リマシテ保険契約者ノ利益ヲ保護スル爲メ等、必要ナル場合ニ於キマシテハ其ノ變更ヲ命ジ得ルモノトスル趣旨デアリマス、是ガ第一項ノ意義若シクハ財產ノ狀況ニ依リト云フノハ、例ヘバ或會社ニ於キマシテ、死亡ノ成績ガ著シク惡イ、サウ云フ場合ニ、被保險者ノ選擇ノ方法ヲ特ニ嚴重ニ致サセマスナド、主トシテ原因ガ箇々ノ會社内ニ存スル場合ヲ指シテ居リマス、之ニ對シマシテ事情ノ變更ニ依リト云フ方ハ、主トシテ一般的原因、例ヘバ死亡率ノ變遷ニ依リマシテ、死亡表ノ變更等ヲ爲ス場合ヲ指スノデアリマス、次ニ第二ノ第二項ハ、基礎書類ノ變更ノ效力ヲ既契約ニ及スト云フ規定デアリマシテ、即チ變更ノアッタ場合ニ、既契約ハ其ノ影響ヲ受ケナイモノトル、サウ云フコトガスノ保険契約者全體ノ公平ヲ旨トスル保険ノ性質上適當デナイト云フヤウナ場合ヲ指スノデアリマス、法案ニ於キマシテハ第十條第
三項ガ是デアリマス、是ハ會社ノ自發的申請ニ依ル場合ト、第二項ノ命令ニ依ツテ變更
デ居リマス、例ヘバ解約ノ場合ニ於ケル拂

戻金ノ額ヲ増加シタ時、サウ云フ場合ニ既
契約ニモ其ノ效力ヲ及ス必要ノアル場合方
アルノデゴザイマス、第三ハ、事業經營ニ
關スル統制協定ニ付テ規定ヲ設ケタコトデ
アリマス、保險ニ於キマシテモ適當ナル限
度ニ於ケル自由競争ハ事業ノ改善向上ヲ助
ケマシテ、其ノ健全ナル發展ヲ促スモノ
デアリマスガ、併シナガラ是ガ餘ニ激シ
クナリマスト、事業費ヲ濫費シ合フトカ、
或ハ保險數理ヲ無視シテ保險料ノ割引ヲ行
フヤウナ結果ヲ生ジマシテ、又他ノ會社ノ
契約ヲ解約セシムテ、自己ノ會社ニ乘リ替
ヘシメル、所謂契約ノ掠奪ト云フヤウナ弊
害ヲ生ジマシテ、保險契約者ノ利益ヲ害シ、
事業ノ健全ナル發達ヲ阻碍スルニ至リマス
ルコトハ御承知ノ通リデアリマス、本條ハ
斯様ナ不當ノ競争ヲ防止シ、事業ノ健全チ
ル發達ニ資セシムル爲、場合ニ依リマシテ
當業者ノ統制協定ニ、一定ノ公法的結果ヲ
ラシメ、又特別ノ必要ノアル場合ニハ、進
ンデ當業者ヲシテ協定ヲ結バシメヨウト云
與ヘルコトニ依リマシテ、之ヲシテ權威ア
フ趣旨ニ出ヅルノデアリマス、第一項ノ中、
ヲ命令デ定メルト云フダケノ意味デゴザイ

マス、第四ハ、役員ノ解任命令ニ關スル規定ヲ整備シ、常務役員ノ兼業ノ認可ニ關スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、前段ハ法案デハ第十二條デゴザイマス、現行法ニ於キマシテハ役員ノ解任ヲ命ジ得ル場合ガ銀行法ニ比較致シマシテ多少狭クナッテ居リマス、従ッテ是ト同程度ニ擴グヨウト云フ趣旨デアリマス、次ニ後段ハ法案ノ第六條デゴザイマシテ、常務重役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事スル場合ニ、認可ヲ受ケシメヨウストル趣旨デゴザイマス、如何ナル場合ニ認可ヲシナイカト云フコトハ、結局箇々ノ場合ニ於テ決定スル譯デゴザイマスガ、例ヘバ株式取引員タル會社ノ常務ニ從事スル場合等ハ、問題ニナル場合ガアルノデハナイカト考ヘラレマス、第五ハ、生命保險會社ハ保險計理人「アクチユアリ」ヲ置クコトヲ要スルモノトシマシテ、且其ノ資格及職責ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマス、法案デハ第八十九條ト九十條ガソレニナッテ居リマス、生命保險ニ於ケル責任準備金其ノ他ノ計算ニ付キマシテハ、特殊ノ高等數學及保險學ノ知識ヲ必要ト致シマス、又其ノ計算ニ誤ノ無イコトガ會社ノ業務上極メテ重要デアリマスコトハ御承知ノ通リデアリマス、而シテ此ノ専門的知識ノ必要及責任

ノ重要性ハ事業ノ發達ニ伴ヒマシテ益々多キ
ヲ加ヘテ參リマシタノデ、今回ノ改正ニ於
キマシテハ事業發展ノ現狀ニ鑑ミマシテ、
業界内外ノ要望ニ即應致シマシテ、保險計
理人ニ關スル規定ヲ設ケマシタ次第デゴザ
イマス、次ニ第八十九條第一項ノ規定ニ依
ル命令ニ於キマシテハ、保險計理人タルベ
キ者ノ資格ヲ定メ得ルノデアリマス、之ニ
付キマシテハ一定ノ學歷若シクハ一定ノ實
務經歷、或ハ主務大臣ガ是ト同等ノ實力ア
リ認定シタモノヲ目指スト同時ニ、實狀
ニ即應致シマシテ標準ヲ設ケル考デゴザイ
マス、尙附則ノ第百六十四條ヲ以テ經過規
定ヲ設ケテ居ル譯デゴザイマス、第六ハ、
公社債ノ評價ニ關シ、均等利廻評價法
「アモーテゼーション」法ヲ採用シタル
コトデアリマス、是ハ公社債ニ付キマシ
テ、之ヲ取得致シマシテカラ其ノ償還ヲ受
クルニ至ル時迄、常ニ一定ノ利廻ヲ保タシ
メツ、且償還ニ際シテ、損失ヲ生ジナイヤ
ウニ評價スル方法デアリマス、保險會社ノ
ヤウニ財產利用ノ方法トシテ長期間ニ亘
テ、公社債ヲ所有スルモノニ於キマシテ
ハ、此ノ評價方法ガ理論上及實際上適當デ
アルト認メラレマスノデ、今回之ヲ採用致
シマシタ次第デアリマス、法案ノ第八十四

條ガ是デゴザイマス、如何ナル公社債ニ付テ之ヲ認メルカハ命令ヲ以テ定メルコトニナツテ居リマスガ、別段ノ支障ノ無イ限りハ出來得ル限り廣ク之ヲ認メル考デゴザイマス、又評價ノ具體的ノ方法ニ付キマシテ命令ヲ以テ之ヲ定メルコトニ相成ツテ居リマス、第七、財產ノ評價益及賣却益ノ積立制度ニ關スル規定ヲ設ケタルコトデアリマス、財產ノ評價益、賣却益ノヤウナモノハ、財產ノ價格ノ變動ニ依ツテ生ジタ利益デゴザイマシテ、臨時的性質ヲ有スルモノデアリマスシ、又反對ニ財產ノ低落ニ依リマシテ、評價損、賣却損ヲ生ズルコトヲ免レナイコトハ過去ノ實驗ノ示ス所デゴザイマス、從ヒマシテ精密ナル統計的基礎ニ基キマシテ、長期ニ亘ツテ事業ヲ營ンデ行ク保險事業ニ於キマシテハ、斯カル利益ハ積極的ニ利益ノ財源トシテ考ヘズ、社内ニ留保スルコトニ依リマシテ、資產內容ノ充實ヲ圖リ、將來ノ反動ニ備ヘシメルコトヲ原則トスルト云フノガ本條ノ立法趣旨デアリマス、現ニ多クノ會社ニ於キマシテハ、此ノ方法ニ依リマシテ決算ヲ行ツテ居ラレルノデゴザイマス、併シナガラ會社ノ決算上ノ餘裕等ニコトノ出來ナイヤウナ場合モ考ヘラレマス

ノデ、事情ニ依ツテハ認可ヲ受ケテ之ヲ緩和スル途モ開カレテ居ルノデゴザイマス、是ハ法案デハ第八十六條、第八十七條デゴザイマス、第八ハ、會社間ノ契約ヲ以テ會社ノ業務及財産ノ管理ノ委託ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設ケタルコトデゴザイマス、保險會社ノ事業ノ成績ガ思ハシクナイヤウナ場合、經營者ガ自ラ其ノ信用ノ不足、經營技術ノ缺陷等ヲ自覺致シマシテ、一應其ノ會社ノ經營ヲ他ノ信用アル會社ニ委任致シマシテ、暫ク自ハ退イテ事業ノ推移ヲ靜觀致シマシタ上ニ、會社ノ將來ニ付テ善處譯デアリマス、又將來外國會社ガ日本内地ニ於キマシテ新契約ヲ取ルコトヲ止メタヤウナ場合ニ、其ノ保有契約ノ管理方法トシテ或ハ内國會社ニ於キマシテモ合併、契約ノ移轉等ノ過渡的手段ト致シマシテ、實際上之ニ類似ノ制度ノ行ハレテ居ル實例モアリマスノデ、今回之ヲ法文ノ上ニ明カニスルト同時ニ、第三者ノ保護其ノ他ノ爲ニ必要ト認メラル、規定ヲ置イタ次第デゴザイマス、法文ニ於テハ第九十二條乃至第九十八條ガ之ニナシテ居リマス、第九ハ、會社ヲシテ合併、業務及財產ノ管理ノ委託又ハ契約ノ移轉ヲ行ハシムルヲ適當ト認ムル時ハ、

會社ニ對シテ之ヲ勸告スルコトヲ得ル場合ノ規定ヲ設ケタコトデアリマス、保險會社ノ事業成績及之ニ對スル信用ハ、多クノ或ハ破綻ニ陥ル會社ハ、多クノ場合數年モ前カラ其ノ微候ヲ現スモノデアリマシテ、ヨリ經營者ハ斯カルコトノナイヤウニ努力セラレルノデアリマスガ、不幸ニ致シマシテ漸次悲運ニ陥ル傾向ヲ示シテ參リマシタ。ヤウナ場合ニハ、前途ノ大勢ヲ見透カシマシテ、相成ベクハ任意ノ方法ニ依ツテ早期ニ合併、移轉等ヲ行ヒマシテ、禍ヲ未然ニ防止致シマスルコトガ保險契約者、會社經營者雙方ニ取ッテノ利益デアルコトハ云フ迄シテ、猶勸告ヲ聽カナイ場合トハ別ニ制裁ハゴザイマセヌ、法案デハ第九十九條ガソレニナツテ居リマス、第十ハ、會社ノ事業ノ繼續困難ノ場合、又ハ事業ノ繼續不適當ノ場合ノ處置デアリマス、前段ハ會社ガ採算上既ニ自立シ得ザル場合デアリマス、後タルモノデアラウト考ヘル次第デアリマス、從來カラモ事實上當局者カラ斯カル事ヲ勸メタリ、或ハ任意ノ合併、契約ノ移轉等ヲ指導シタ事例ハ少クナイノデアリマスガ、今回之ヲ法文化スルコトニ依リマシテ一層メタリ、或ハ任意ノ合併、契約ノ移轉等ヲ著シク惡イ場合デゴザイマス、一言ニシテ申上ゲマスレバ、保險契約者ノ利益ヲ害シテ居ル場合デアリ、且解約又ハ失效ニ依リマシテ人々ニ非常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ル場合必ズシモ直チニ事業ノ繼續困難ニ迄ハ陥ラデアリマス、斯カル場合ニ於キマシテモ、此ノ手續デアリマス、其ノ一ハ、契約ノ移轉ニ關スル協議ニ付テノ規定デゴザイマシテ、此ノ協議ガ、任意ノ移轉ノ場合ニ於ケル移轉契約ニ相當スルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、協議ノ相手方ハ、之ヲ任意ニ選擇セシムルコトニ依ツテ、種々ノ弊害ヲ生ズル

對シテ十分ノ諒解ガ得ラレナカッタ場合モ考ヘラレタノデアリマスガ、斯様ナ點モ勸依ル業務及財產ノ管理ヲ圓滑ニ遂行シテ行クニ付テ、必要ナル事項ヲ規定シタノデゴザイマス、即チ其ノ一ハ、保險管理人ハ主務大臣之ヲ任免シ、又保險會社ガ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒ムコトဟナカト云フ懸念ノ懷カレル向モアルヤウデアリマスガ、從來ト雖モ此ノ種祕密ハ嚴重ニ守ラレタノデアリマシテ、今後モ此ノ點ハ從來同様嚴格ニ祕密ヲ守リ、外部ニ漏レルコトノナイヤウニ留意ヲ致ス考デアリマス、又猶勸告ヲ聽カナイ場合トハ別ニ制裁ハゴザイマセヌ、法案デハ第九十九條ガソレニナツテ居リマス、第十ハ、會社ノ事業ノ繼續困難ノ場合、又ハ事業ノ繼續不適當ノ場合ノ處置デアリマス、前段ハ會社ガ採算上既ニ自立シ得ザル場合デアリマス、後タルモノデアラウト考ヘル次第デアリマス、從來カラモ事實上當局者カラ斯カル事ヲ勸メタリ、或ハ任意ノ合併、契約ノ移轉等ヲ著シク惡イ場合デゴザイマス、一言ニシテ申上ゲマスレバ、保險契約者ノ利益ヲ害シテ居ル場合デアリ、且解約又ハ失效ニ依リマシテ人々ニ非常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ル場合必ズシモ直チニ事業ノ繼續困難ニ迄ハ陥ラデアリマス、斯カル場合ニ於キマシテモ、此ノ手續デアリマス、其ノ一ハ、契約ノ移轉ニ關スル協議ニ付テノ規定デゴザイマシテ、此ノ協議ガ、任意ノ移轉ノ場合ニ於ケル移轉契約ニ相當スルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、協議ノ相手方ハ、之ヲ任意ニ選擇セシムルコトニ依ツテ、種々ノ弊害ヲ生ズル

ノ趣旨デアリマシテ、法案デハ第百條ニツテ居リマス、第十一ハ、主務大臣ノ命令ニ依ル業務及財產ノ管理ヲ圓滑ニ遂行シテ行クニ付テ、必要ナル事項ヲ規定シタノデゴザイマス、即チ其ノ一ハ、保險管理人ハ主務大臣之ヲ任免シ、又保險會社ガ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒ムコト考ヘラレタノデアリマス、正當ノ事由ト申シマスノハ、例ヘバ管理ヲ遂行シテ行クニ必得ナインデアリマス、由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒ムコト考ヘラレタノデアリマス、其ノ二ハ、必要ニ依リ管理ヲ受クルモ、極力管理ヲ遂行シテ行カウト云フ趣旨デアリマス、其ノ三ハ、保險會社保險管理人タル時ハ管理ヲ受ケル會社ヲ合併シ、或ハ其ノ契約ヲ引受ケル途ヲ開イタノデゴザイマス、以上法案ニ於キマシテハ第百一條乃至第百六條ニ規定スル所デゴザイマス、第十二ハ、主務大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉ノ手續デアリマス、其ノ一ハ、契約ノ移轉ニ關スル協議ニ付テノ規定デゴザイマシテ、此ノ協議ガ、任意ノ移轉ノ場合ニ於ケル移轉契約ニ相當スルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、協議ノ相手方ハ、之ヲ任意ニ選擇セシムルコトニ依ツテ、種々ノ弊害ヲ生ズル

ヤウナ場合ヲ考ヘラレマスノデ、斯カル場可ナルヲ察シマシタ場合ニモ、大株主ニ

合ニハ主務大臣ガ豫メ之ヲ指定スルモノト
致シマシタ、其ノ他ノ場合ニハ協議スペ
キ相手方ニ付テ認可ヲ受ケシムルコト
シタノデゴザイマス、其ノ二乃至其ノ四ハ
契約ノ移轉ヲ圓滑ニ進行セシメ、且移轉ヲ
受ケル會社ノ保険契約者ノ利益ヲ保護スル
趣旨ノ規定デアリマス、其ノ五ハ、協議不
調ノ場合等ニ於キマシテ、主務大臣ノ決定
ニ依リマシテ移轉命令ノ貫徹ヲ圖ラウト云
フ趣旨デアリマス、以上ハ法案ニ於キマシ
テハ第百二十一條乃至第百二十六條デ規定
シテ居リマス、尙其ノ中主務大臣ノ決定ニ
付キマシテハ、第百二十四條ニ於テ豫メ各
會社ノ意見ヲ徵スルコトトシマシテ、其ノ
他勅令ニ依リマシテ、決定ノ手續方法等ヲ
規定スルコトトシテ居リマス、第十三ハ、
會社ノ合併及契約ノ移轉ノ手續ヲ簡易ニシ
タルコトデアリマシテ、保険契約者並ニ一
般債權者ニ對スル公告及ビ異議ノ催告期間
ヲ短縮致シマシタコト、契約ノ移轉ニ付テ
ハ、移轉決議ノ認可ニ關スル規定ヲ削除致
シマシタコトナドゴザイマス、法案デハ
第十八條、第百十二條及第百二十八條デア
リマス、第十四ハ、株式會社ハ其ノ組織ヲ
變更シマシテ、之ヲ相互會社ト爲スコトヲ
得ル旨ノ規定ヲ設ケタコトデアリマシテ、

法案ノ第十九條乃至第三十一條ニ其ノ手續
ヲ規定シテ居リマス、保険會社、特ニ生命
保險會社ニ於キマシテハ、特ニ會社ノ基礎
ガ確立致シマシタ後ニ於テ株主及保險契約
者ノ總意ニ依リマシテ之ヲ相互化スル途ヲ
開イタノデアリマス、而シテ此ノ組織變更
ハ、之ヲ株主及會社債權者ノ側カラ見マス
ルト、謂ハバ資本減少ノ最モ極端ナ場合ニ
類似致シマスシ、又之ヲ保険契約者ノ側カ
ラ見マスルト、寧ロ相互會社ノ設立ニ近イモ
ノト考ヘルコトガ出來マスカラ、大體此ノ
ヤウナ考へ方ヲ基礎ト致シマシテ、外國ノ立
法例等ヲモ參酌致シマシテ其ノ手續ヲ規定
致シタノデアリマス、尙株式會社ノ相互化
ノ制度ノミヲ置イタコトハ、特ニ相互組織
ト株式組織トノ間ニ優劣ノ差ヲ認メタノデ
ハナイノデアリマシテ、適正ニ經營セラレ
マスルニ於キマシテハ、孰レノ組織ヲ採リマ
シテモ別段支障ハ無イト考ヘテ居ル譯デ
シテモ別段支障ハ無イモノト考ヘマス、第
三十九ハ、監査書ノ制度ヲ設ケタコトデアリ
シテ保險會社ノ營業讓渡ト云フコトハ、保
險契約移轉ノ規定ガ出來マシテカラハ一度
達スルコトガ出來ル譯デアリマス、從ヒマ
シテ保險會社ノ營業讓渡ト云フコトハ、保
险契約移轉ノ規定ガ出來マシテカラハ一度
モ行ハレタコトガアリマセヌ、又解釋上ハ
リマシテ煩瑣ナル清算手續ヲ免レルコトニ依
出ル等ノ實益ガアリマス、之ニ關シタ規

定ヲ設ケタ譯デアリマス、法案ニ於キマシ
テハ第百三十條ト第百三十一條ニナツテ居
者ノ總意ニ依リマシテ之ヲ相互化スル途ヲ
開イタノデアリマス、而シテ此ノ組織變更
ハ、之ヲ株主及會社債權者ノ側カラ見マス
ルト、謂ハバ資本減少ノ最モ極端ナ場合ニ
類似致シマスシ、又之ヲ保険契約者ノ側カ
ラ見マスルト、寧ロ相互會社ノ設立ニ近イモ
ノト考ヘルコトガ出來マスカラ、大體此ノ
ヤウナ考へ方ヲ基礎ト致シマシテ、外國ノ立
法例等ヲモ參酌致シマシテ其ノ手續ヲ規定
致シタノデアリマス、尙株式會社ノ相互化
ノ制度ノミヲ置イタコトハ、特ニ相互組織
ト株式組織トノ間ニ優劣ノ差ヲ認メタノデ
ハナイノデアリマシテ、適正ニ經營セラレ
マスルニ於キマシテハ、孰レノ組織ヲ採リマ
シテモ別段支障ハ無イト考ヘテ居ル譯デ
シテモ別段支障ハ無イモノト考ヘマス、第
三十九ハ、監査書ノ制度ヲ設ケタコトデアリ
シテ保險會社ノ營業讓渡ト云フコトハ、保
险契約移轉ノ規定ガ出來マシテカラハ一度
達スルコトガ出來ル譯デアリマス、從ヒマ
シテ保險會社ノ營業讓渡ト云フコトハ、保
险契約移轉ノ規定ガ出來マシテカラハ一度
モ行ハレタコトガアリマセヌ、又解釋上ハ
リマシテ煩瑣ナル清算手續ヲ免レルコトニ依
出ル等ノ實益ガアリマス、之ニ關シタ規

案デハ百二十七條ニナツテ居リマス、第十一
八ハ、無限責任及保證責任相互會社ニ關スル
互會社ヲ認メテ居ルノデアリマスガ、其ノ
中無限責任及保證責任ノ相互會社ハ未ダ嘗
ニ其ノ實例ガナイヤカリデアリマセズ、有
限責任ノ相互會社ニシテ十分ニ其ノ目的ノ
達シ得テ居リマスル以上ハ、社員ノ責任ノ
如キハ寧ロ輕イコトヨシトスルモノト考
度ヲ爲スコトヲ得ザルモノトシタコトデゴ
ザイマス、保険會社ニ於キマシテハ、其ノ
保有契約ヲ離レテ營業讓渡ヲ考ヘルコトハ
出来マセヌ、而シテ營業讓渡ノ規定ニ依リ
マシテ保險契約上ノ權利、義務ヲ移轉スル
ガ爲ニハ、箇々ノ契約者ニ對シテ更改等ノ
手續ヲナサネバナラナイノデアリマス、而
モ保險業法ニ依ル契約ノ移轉ノ手續ヲ取り
一般取引ノ安全ノ點カラ見マシテモ、之ニ
依ッテ別段支障ハ無イモノト考ヘマス、第
十九ハ、監査書ノ制度ヲ設ケタコトデアリ
マス、是ハ銀行法ノ例ニ倣ヒマシテ、保險
會社ノ監査役ヲシテ一層此ノ職責ヲ果スニ
便ナラシメヨウト云フ趣旨ニ出ヅルモノデ
アリマシテ、法案ニ於キマシテハ第九十一條
ニナツテ居リマシタノデ、今回今述ベマシタ
リマスガ、形式上任意ニ之ヲ行ヒ得ルヤウ
ガソレニナツテ居リマス、第二十ハ、商法改
得ル旨ノ規定ヲ設ケタコトデアリマシテ、

タル規定ノ改正ヲ爲シタコトデアリマス、是ハ本法ノ各條章ニ亘ツテ關聯ヲ持ツノデキタイト存ズルノデアリマス、ソレハ申スル商法ノ規定ハ、本法案ニ別段ノ定メアル場合ヲ除キマシテ全面的ニ保険業ヲ營ム株式會社ニ適用セラレルコトデアリマス、此ノ事ハ本法案中第二章株式會社、第六章解散、第七章精算及第八章罰則等ノ規定ヲ見マシテモ、又相互會社ニ付キマシテハ、極メテアルコトニ鑑ミマシテモ容易ニ看取シ得ルノデアリマス、隨ヒマシテ商法ノ株式會社ニ關スル規定ノ中、昨年ノ商法改正ニ依テ新タニ設ケラレマシタ主ナル規定ニ付テ申上ガマスト、例ヘバ會社ノ整理ノ制度ニ付キマシテハ、本法案第百七條ニ掲グル特例ヲ除キマシテ全部、又特別清算ノ制度ニ付キマシテハ、何等特例ナク、即チ全部、孰レモ明文ヲ掲グル迄モナク、保険業ヲ營ム株式會社ニハ當然適用ヲ見ルノデアリマシテ、相互會社ニ付キマシテハ、株式會社ノ均衡上、特ニ第七十八條ノ規定ヲ設ケ、會社ノ整理、特別清算ニ關スル商法ノ規定ヲ、其ノ性質ノ許サルモノヲ除クノ外相互會社

社ニ準用シマシテ、然ル後ニ第百七條ニ於テ株式會社ト共ニ之ニ對スル特例ヲ掲ゲタ節ノ區分ヲ改メ、法律ノ理解ヲ便ナラシメタコトデアリマス、第二十一ハ、其ノ他章、キマシテモ一百五十條ヲ超ユル所ノ大法典デアリマスル上ニ、從來一部改正ヲ加ヘテ參リマシタ關係等ニ依リマシテ、章、節ノ區分ガ多少明確デナイ點ガアルノデアリマス、例ヘバ會社ノ清算ハ之ヲ總則中ニ規定シ、又保險契約ノ移轉、會社ノ合併ヲ株式會社ノ章ニ規定シ、然ル後ニ之ヲ相互會社ニ準用スル等デアリマス、改正案ニ於キマシテハ更ニ諸種ノ新タナル制度ヲ設ケ、又商法ノ改正ニ關聯シマシテ、相互會社等ニ相當ノ規定ノ増加ヲ見マシタノデ、章、節ノ區分ヲ改メ、又會社ノ管理、解散、清算等、會社ノ内容其ノモノノ變動ニ關スルヤ、ウナ規定ハ、之ヲ別箇ノ章ニ移スコトニ依リマシテ、一般ノ場合ニ適用アル規定ト區別スルナド、出來得ル限り法律ノ理解ヲ容れナラシメントシタノデアリマス、以上甚ダ不十分デゴザイマシテ恐縮デゴザイマス、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデスガ、此務大臣ハ其ノ統制協定ヲ命ズルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデスガ、此ノ點ハ最モ大切ナ點デアルト思フノデアリマス、命令ノ定ムル所ニ依リマシテ統制協定ヲ爲スベキモノデアル、又主シテ監督規定モアリマスカラ、是ト相俟ッテドウ云フコトニ付テ統制協定ヲスベキモノ

○委員長(伯爵権山愛輔君) 如何デゴザイマセウ、御異議ガナケレバ此ノ儘會議ヲ續ケテ行キタイト思ヒマスガ……
○仁井田益太郎君 昨日上程サレタバカリデナカヽ、廣汎ナ法律デアルシ、此ノ参考書類ナドモ澤山頂戴致シテ居ルノデスケレドモ、目ヲ通ス間モナイノデアリマスカ、テ、暫クノ猶豫ヲ願フノハ至當デハナイカ、却テ其ノ方ガ議事ノ進行ニモ便利デナイカト思ヒマス、ソレカラ私ハ希望トシテ述べタイコトハ、非常ニ縝密ニ色々参考書類ヲ御出シ下サイマシテ誠ニ結構ト存ジマスガ、而モ此ノ本案ノ中デ命令ニ譲ツテ居ルモノガアル、殊ニ此ノ統制協定ニ關スル件ニアッテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ統制協定ヲ爲スベキモノデアルト云フコトニナッテ居ルノデスガ、此ノ命令ノ内容ガ大ナル問題デ、ドチラカト云ヘバ本法ニ規定スルノガ相當ノ規定ハ、之ヲ別箇ノ章ニ移スコトニ依リマスガ、其ノ邊ヲ御考慮下ナッテ、然ルベキ處置ヲ取ツテ戴キタイト存ジマス、是ハマア大變ナ私ハ問題ダラウト思フノデアリマスガ、保険國營ナント云フ問題モアリマスガ、或ハ保険國營ニ近イヤウナモノガ出来ルカモ知レス、保険國營ノ可否ハ別論ト致シマシテモ、鬼ニ角此ノ命令ト云フ其ノ一本デドウ云フコトデモ出來ルヤウニナッチヤ大變ダラウト私ハ思フ、其ノ他ニ色々此ノ監督規定モアリマスカラ、是ト相俟ッテドウ云フコトデモ出來ルト云フヤウナコトニナッテハ困ルノデ、少クトモ此ノ命令ナルモノガデスナ、ドウ云フモノデアルカ、何ガ

トアルト云フコトヲ本案ニ掲グルノガ相當

ガ出ルノカ分ラヌト思フ、一旦此ノ命令ガ出スカト云フコトガ、甚ダ不安デアルト私考ヘルノデアリマス、デアリマスカ

ラシテ、此ノ法律デ命令ニ漠然ト委任スルト云フコトハ大イニ考フベキ點デアラウ、

ト思フ、サウデナイトドウ、一體其ノ命令ガ出ルノカ分ラヌト思フ、一旦此ノ命令ガ出スカト云フコトガ、甚ダ不安デアルト私考ヘルノデアリマスカ

出テ來ルカ分ラヌノデハ困ル、差當リドウ
云フモノヲ此ノ命令ノ中ニ規定セラレルノ
デアルカ、又將來ニ於テモデスナ、ドウ云
フ種類ノモノヲ命令ニ規定サレルノカト云
フコトヲ、一應此處ニ委員會ニ於テ明カニ
シテ置クト云フコトモ必要デアルト思フ、又
ドウカサウ云フ趣意カラ、此ノ命令ニ規定
スル事項等ノ御示シヲ願ヒタイト思フ、又
今日ハ私ハ會議ハ延期シテ戴キタイト思フ

○委員長(伯爵樺山愛輔君) 如何デゴザイ
マセウ、仁井田君ノ説ニ御同意ナラバ今日
ハ是デ散會致シマシテ、月曜日ノ午前十時カ
ラト云フコトニ致シタイト斯ウ思ヒマスガ
○山岡萬之助君 チヨット一言……、今仁井
田君カラ御説ガアッタ法制ノ關係ノ根本ハ、
國營若シクハソレニ關スル論議ノ點デアラ
ウト思ヒマスガ、國營デナイト云フコトハ
此ノ法案ヲ出シタ以上ハ、政府ハ相當ノ間
管理ヲスル積リナラ、斯ウ云フ法案ヲ今日
出サズニ行ク筈デアラウ、ガ併シソレ等ノ
根本觀念ト云フモノハ斯ウ云フ立法ヲスル
ルト思フ、故ニ此ノ法案ヲ審議スルニ當ツテ
國營デヤナイ、國營の意味デス、即チ統
制ノ程度、國營、ソレ等ニ關スル根本觀念

ヲ十分ニ御研究ニナッテ、次會ニ政府ヨリ其
ノ點ヲハッキリ御説明ヲ私ハ願ヒタイト思
デアルカ、又將來ニ於テモデスナ、ドウ云
ヒマス

○仁井田益太郎君 序ニモウ一ツ御願ヒシ
テ置キタイコトハ、是ハサマデ重要ナ事デ
ナイ、マア死亡關係ニ屬スルコトデアリマ
スガ、此ノ契約ノ移轉ニ關シテ協議ガ調ハ
ヌトカ、協議ヲセントカ云フヤウナ場合ニ
ハ、主務大臣ガ決定スルト云フコトニナッテ
居ル、是ハ勅令ノ定ムル所ニ依ルトスウナッ
テ居リマスガ、是ハ結局當事者雙方ノ利
害ヲ考ヘテヤルコトデアリマスカラ、只
今申述ベタ統制ニ關スル命令トハ大分違
ヒマスト思ヒマス、是モ凡ソノ所ヲ一
ツ伺ッテ置ク方ガ宜カラウト思フ、實ハ
是ハドウ云フコトヲ規定スルノカ分リマ
セヌガ、裁定ト云フ意味ニ私ハ解シテ居
ル、裁定ナラ主務大臣ガ然ルベキ所デヤッ
テ宜シノノデスカラ、必ズシモ命令デ定メ
ズトモ雙方ノ利害關係ヲ考ヘテ、此ノ邊ノ
所デ折合ツカラ宜カラウト云フ、詰リ所謂仲
裁ノヤウナモノデ、一種ノ裁定デアルカラ、
裁定ナラ強ヒテ何モ命令デ、ドウ云フコト
ヲセナキヤナラスト云フコトヲ決ヌル必要
モナカラウト思フ、然ルニ命令ノ定ムル所
ニ依リ之ヲ決定ス、是ハ即チ裁定ナノデ、

此ノ邊ノ所デ折合ヘト云フノデアルカラ、
強ヒテ命令ニ定ムル範圍モナカラウカト思
ヒマスケレドモ、併シ命令ノ定ムル所ニ依
リ決定ストアリマスカラ、ドウ云フコトヲ
決メルノデアルカ、是モ司法關係カラ見レ
バ相當重要視スペキモノデアリマスカラ、
此ノ點モ序ニ伺ヒタイト思ヒマス
○委員長(伯爵樺山愛輔君) ソレデヤ今日
ハ此ノ程度デ散會致シマス
午前十一時二分散會
出席者左ノ如シ
委員長 伯爵樺山 愛輔君
副委員長 男爵矢吹 省三君
委員
公爵山縣 有道君
侯爵淺野 長之君
子爵梅小路定行君
子爵曾我 祐邦君
子爵上原七之助君
仁井田益太郎君
男爵中村 謙一君
山岡萬之助君
下出 民義君
大藪 守治君
大和田健三郎君

國務大臣
商工大臣兼拓務大臣 八田 嘉明君
政府委員
商工省保險局長 牧 榴雄君

昭和十四年三月十一日印刷

昭和十四年三月十二日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局